

金融ADR事件に関する手続規則

施行 平成二五・六・二十

(目的)

第一条 この規則は、第一東京弁護士会仲裁センター（以下「仲裁センター」という。）が行う金融ADR事件に係る仲裁手続及び和解手続に関して必要な事項を定める。

(定義)

第二条 この規則において「金融ADR事件」とは、金融機関が仲裁センターにおける仲裁手続又は和解手続を紛争解決措置として利用するために、当該金融機関（以下「個社」という。）又は個社が加盟する業界団体若しくは協会（以下「業界団体」という。）と第一東京弁護士会（以下「本会」という。）との間で締結した協定書（以下「協定書」という。）の適用を受ける事件をいう。

2 この規則において「受諾書」とは、協定書に基づき個社が仲裁センターに提出する仲裁手続又は和解手続に関する受諾書をいう。

3 この規則において「他会仲裁センター」とは、東京都以外に所在する弁護士会（以下「他会」という。）が運営する機関であって仲裁センターが行う仲裁手続又は和解手続と同種の手続を行うものをいう。

4 この規則において「東弁・二弁仲裁センター等」とは、東京弁護士会が運営する東京弁護士会紛争解決センター又は第二東京弁護士会が運営する第二東京弁護士会仲裁センターをいう。

(金融ADR事件における個社の義務)

第三条 金融ADR事件に係る仲裁手続又は和解手続においては、個社は次の各号に掲げる義務を負うものとする。

一 仲裁期日又は和解期日に出席又は出頭する義務

二 仲裁人等から仲裁手続又は和解手続に必要な資料の提出を求められた場合には、提出を拒む正当な理由のない限り、それらの資料を提出する義務

三 仲裁人等から和解案の受諾の勧告をされた場合は、これを受諾するように努める義務

四 前号の和解案の受諾の勧告によっては当事者間に和解が成立する見込みがない場合において、仲裁人等が事案の性質、当事者の意向、当事者の手続追行の状況その他の事情に照らして相当であると認めるときに理由を付して当事者に提示する紛争解決のために必要な特別調停案を受諾する義務（ただし、法令に規定する場合を除く。）

(他会仲裁センターへの移管による終了)

第四条 仲裁センターは、金融ADR事件に係る和解手続の申立てがなされたものの、当該金融ADR事件の当事者の双方が他会仲裁センターへの移管を希望している場合において、他会仲裁センターが承諾するときは、当該金融ADR事件を他会仲裁センターへ移管することができる。

2 前項の規定により金融ADR事件を他会仲裁センターに移管した場合は、仲裁センターにおける当該金融ADR事件に係る手続は、終了する。

3 仲裁センターは、第一項の規定により金融ADR事件を他会仲裁センターに移管する場合、個社から、協定書又は受諾書に規定する義務と同様の義務を含む他会仲裁センターの手続に従う旨の書面による

同意を得るように努めるものとする。

(東弁・二弁仲裁センター等への移管による終了等)

- 第五条 仲裁センターは、金融ADR事件に係る和解手続の申立てがなされたものの、東弁・二弁仲裁センター等で当該金融ADR事件を取り扱うことが相当であると認めた場合において、東弁・二弁仲裁センター等が承諾するときは、当該金融ADR事件を東弁・二弁仲裁センター等へ移管することができる。
- 2 前項の規定により金融ADR事件を東弁・二弁仲裁センター等に移管した場合は、仲裁センターにおける当該金融ADR事件に係る手続は、終了する。
- 3 仲裁センターは、東弁・二弁仲裁センター等に対して金融ADR事件に係る和解手続又はそれに準じる手続の申立てがなされた場合において、その申立てを受けた東弁・二弁仲裁センター等から要請があり、その事件を仲裁センターで取り扱うことが相当であると認めるときは、当該金融ADR事件を東弁・二弁仲裁センター等から移管して取り扱うことができる。この場合、仲裁センターが移管を受理したときに、当事者から和解手続の申立てがあったものとみなす。
- 4 第一項の規定により金融ADR事件を東弁・二弁仲裁センター等に移管した場合には、当該金融ADR事件の当事者は、仲裁センターに対して、移管後の手続については、申立手数料及び期日手数料を納付する義務を負わないものとする。

(現地調停)

- 第六条 仲裁センターは、金融ADR事件に係る和解手続の申立てがなされたものの、当事者の一方又は双方が他会所在地近辺における和解手続を希望している場合において、他会が承諾するときは、当該金融ADR事件に係る和解手続の実施に関する協力を他会へ要請することができる。
- 2 前項の規定に従い他会に協力を要請した金融ADR事件（以下「現地調停事件」という。）の手続については、この規則及び仲裁手続規則に定めるほか、次の各号に定める方法により行うものとする。
- 一 仲裁人予定者は、他会に所属する者一名及び本会に所属する者一名の合計二名とする。ただし、仲裁センターは、相当と認めるときは、仲裁人予定者を追加で選任することができる。
- 二 和解期日は、仲裁センター規則第十五条第一項本文に基づき、会館内又は仲裁センター運営委員会の指定する場所において開催する。ただし、当該開催場所と他会の会議室、他会に所属する仲裁人予定者の法律事務所の会議室その他仲裁センター又は仲裁人予定者が相当と認める場所とをテレビ会議、電話会議その他の電気通信回線を利用した方法により連絡させた上で、和解期日を開催することができる。
- 3 前項第二号ただし書の規定により和解期日を開催した場合には、開催場所に出頭しなかった当事者も和解期日に出頭したものとみなす。

(和解手続の中止等)

- 第七条 和解手続が開始された後であっても、次に掲げる事由が存在することが判明した場合、仲裁センターは、当事者の申立てにより又は職権で、当該和解手続を中止し又は終了させることができる。
- 一 取引の名義が和解手続の当事者である個社の顧客本人でない場合（ただし、相続等明らかに合理的な理由がある場合は除く。）
- 二 訴訟が終了若しくは訴訟係属中、又は民事調停が終了若しくは民事調停係属中のものである場合
- 三 仲裁センターの和解手続又は仲裁手続が終了又は手続中のものである場合

(手数料)

第八条 仲裁手続規則第十一条第一項、第十三条及び第四十六条並びに仲裁手数料規則にかかわらず、金融ADR事件においては、協定書又は受諾書に基づき、仲裁センターは本会又は仲裁センターが定める申立手数料に相当する額（消費税相当額を含む。）及び期日手数料のうち当事者である個社の顧客負担部分に相当する額（消費税相当額を含む。）を業界団体又は個社に請求することができ、業界団体及び個社はこれらを仲裁センターに納付しなければならない。ただし、当事者である個社の顧客が申立手数料又は期日手数料を負担する意思を表示した場合を除く。

(他の規則の適用)

第九条 金融ADR事件について、この規則に定めのない事項は、仲裁手続規則、仲裁手数料規則その他の仲裁センターに関する本会規則による。

附 則

この規則は、日本弁護士連合会の承認があった日（平成二十五年六月二十日）から施行する。